

平成28年第8回宮古島市農業委員会総会 議事日程

1) 会議の日時 平成28年8月24日 水曜日 14時00分

会議の場所 上野庁舎 1階大会議室

2) 出席状況 委員数 27名

3) 議決の事項

日程第1 議事録署名委員及び会議書記の指名について

18番 友利光徳委員 19番 下地博次委員

日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第3 議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
(利用権貸借)

日程第4 議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
(所有権移転)

日程第5 議案第4号 農地利用配分計画案に関する意見について

日程第6 議案第5号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について

日程第7 議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

日程第8 議案第7号 非農地証明交付申請の承認について

日程第9 議案第8号 土地改良法第52条第8項の規定による土地改良事業本換地計画に対する同意について【団体営(下地)入江西地区】

平成28年第8回宮古島市農業委員会総会 会議録

1. 開催日時 平成28年8月24日 水曜日 14時00分から16時23分

2. 開催場所 上野庁舎 1階大会議室

3. 出席委員 (27人) 委員数 (30人)

4. 欠席委員 (3人)

議席	氏名	役職	出席	議席	氏名	役職	出席	議席	氏名	役職	出席
1	與那覇盛徳		○	11	芳山 辰巳	職務代理	○	21	濱川 清重		○
2	長濱 国博		○	12	川満 里志		×	22	池間 藤夫		○
3	砂川 博一		○	13	下地 博和		○	23	上里 弘		×
4	喜屋武 隆		○	14	奥浜 健		○	24	平良 光成		○
5	田名 和彦		○	15	砂川 栄徳		○	25	川満 盛幸		○
6	仲里 敏夫		○	16	下地 泰斗		○	26	前泊 芳男		○
7	仲里 長造		○	17	玉元 正助		○	27	新里 光徳		○
8	大浦 敏光		○	18	友利 光徳		○	28	前泊 恵		×
9	上地 洋美		○	19	下地 博次		○	29	渡真利 等		○
10	瑞慶覧健一		○	20	久志 盛一		○	30	野崎 達男	会長	○

5. 議事録署名委員

議長 長野崎 達男

18番委員 友利 光徳 19番委員 下地 博次

6. 職務のために出席した者の氏名

局長 下地 明 次長 上地 寿男 次長兼農政係長 川満 秀盛
 農地係長 川満 邦弘 主査 豊見山 徹 調整官 下地 一史

開 会 14時00分

閉 会 16時23分

議長 ただ今から、平成28年第8回宮古島市農業委員会総会を開催いたします。
出席委員は27名で、定数に達しておりますので宮古島市農業委員会会議規則第11条により総会は成立しております。本日、3名欠席の旨通知がありましたので、ご報告いたします。

議長 それでは、日程第1議事録署名人及び会議書記の指名についてですが、宮古島市農業委員会会議規則第14条の規定により、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

《異議なしの声あり》

議長 それでは、18番 友利光徳委員、19番 下地博次委員にお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の豊見山徹氏を指名いたします。

議長 それでは、日程第2議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題としますが、会議の運営上、有償移転、無償移転の順に説明と意見を求めたいと思いますがよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 それでは、議案第1号中「農地法第3条の規定による許可申請（有償移転）について」を議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地法第3条の規定による許可申請（有償移転）は、7件でございます。まず、受付番号1番から7番までの説明をいたします。

【議案第1号、受付番号1番から7番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】

受付番号1番から7番までは、議案書8ページから14ページの調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。

以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足の説明をお願いいたします。

4番委員 受付番号1番・2番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、成川にあるナリフク養鶏場入口北側約150メートルに位置し、整備事業済みの地域です。申請では2筆に分かれていますが、一区画として今期収穫予定のサトウキビ栽培とカブだし管理がされておりました。申請人は以前からサトウキビ栽培をしており、規模拡大の予定です。

17番委員 受付番号3番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、佐和田集落手前ファームポンド北西約500メートルに位置し、現在はサトウキビ

が植え付けられています。土地改良済みですが、かん水が未整備の状態です。申請人は、サトウキビやカボチャ栽培を頑張っております。

19番委員 受付番号4番・5番について、現地調査の結果を報告いたします。

4番の申請地は、滑走路から北へ約50メートル、道路を挟んですぐのところのところに位置し、現在はサトウキビ収穫後のカブだし管理がされております。袋小路になっていますが、次月総会で隣接地の申請もする予定ですので進入路についても問題ないと思われれます。申請人はニガウリのハウス栽培とサトウキビ栽培を頑張っております。

5番の申請地は、中休交差点の給油所から野原向け約50メートル左手に位置し、現在は来期収穫予定のサトウキビの夏植えがされています。申請人は会社員ですが、兼業でサトウキビ栽培をしており、規模拡大の予定です。

20番委員 受付番号6番について、現地調査の結果を報告いたします。

申請地は、城辺長北集落西側一周道路沿い、ペンション「とくや」から北へ約100メートルに位置し、農地パトロールの際に事務局から説明のあった場所になります。申請人は以前からサトウキビ栽培をしており、農用機具等も揃っており規模拡大の予定です。

2番委員 受付番号7番について、現地調査の結果を報告いたします。

申請地は、佐良浜中学校から伊良部向け道路右手にある運送会社前十字路から、さらに伊良部向け約150メートル行った左手に未舗装の道路があり、そこを入った約100メートル右手に位置し、現在はカブだし管理がされております。申請人は長年サトウキビ栽培をしており、規模拡大の予定です。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。議案第1号中「農地法第3条の規定による許可申請（有償移転）」受付番号1番から7番までについて、原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

次に、議案第1号中「農地法第3条の規定による許可申請（無償移転）について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地法第3条の規定による許可申請（無償移転）は、8件でございます。

まず、受付番号8番から15番までの説明をいたします。

【議案第1号、受付番号8番から15番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】

受付番号8番から15番までは、議案書15ページから22ページの調査書のとおり、農地

法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。
以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。議案第1号中「農地法第3条の規定による許可申請（無償移転）」受付番号8番から15番までについて、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
日程第2議案第1号は原案のとおり決定いたしました。
次に、日程第3議案第2号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画(利用権賃借)の承認について」を議題とします。
事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地利用集積計画（利用権賃借）は、7件でございます。
まず、受付番号1番から7番までの説明をいたします。

【議案第2号、受付番号1番から7番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】

以上、計画書の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。
以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

5番委員 受付番号1番について、現地調査の結果を報告いたします。
野原前方原の農地の所在は、自衛隊基地南東約200メートルに位置し、現在はハウスがあり、ニガウリの植え付け前準備中でした。
野原下地山原の農地の所在は、リサイクルセンター向かいに位置し、現在は草地として使用されています。申請人は取得後はハウスを導入して、ニガウリ栽培をする予定です。

11番委員 受付番号2番・3番・4番について、現地調査の結果を報告いたします。
2番の農地の所在は、新城集落近くの水道タンク北側約200メートルに位置し、現在は耕起され、サトウキビの夏植えの準備中でした。

3番の農地の所在は、下地入江集落と上野ガアラバル集落の中間あたりに位置し、申請人は取得後ハウスを導入して野菜作りをする予定です。

4番の農地の所在は、松ヶ原ゴルフ場西側約100メートルに位置し、現在は耕起・碎土され

サトウキビの夏植えの準備中でした。

- 1 3 番委員 受付番号5番について、現地調査の結果を報告いたします。
農地の所在は、砂川中学校前から東へ約600メートルにある交差点を左折し、さらに約300メートル行った交差点の北西側角に位置し、現在はサトウキビの夏植えの準備中でした。
- 1 8 番委員 受付番号6番について、現地調査の結果を報告いたします。
農地の所在は、細竹集落から市内向け、十字路約200メートル右手に位置し、現在はサトウキビの夏植えの準備中でした。
- 事務局 受付番号7番について、現地調査の結果を報告いたします。
農地の所在は、3筆ございます。参考資料をご確認下さい。資料の航空写真によりますと、前里716-2はギンネム等が生い茂っておりますが、現在は伐開され農地として整備されています。
- 議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。
- 4 番委員 受付番号4番について伺います。備考欄では利用目的は「カボチャ作」となっていますが、現地調査担当委員の説明では「キビ作」という事でした。説明のとおり「キビ作」に訂正という事でよろしいですか。
- 1 1 番委員 説明不足ですみません。申請人はカボチャ栽培を予定しており、まず風よけとしてサトウキビを植え、その後にカボチャを植える予定です。

議長 ほかに質疑があればこれを許します。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。議案第2号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画(利用権賃借)の承認について」を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、日程第3議案第2号は原案のとおり決定いたしました。次に、日程第4議案第3号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画(所有権移転)の承認について」を議題としますが、16番：下地泰斗委員に関する事項があるため、宮古島市農業委員会会議規則第12条「議事参与の制限」により、一時退席をお願いします。関係議案の審議終了後に入室・着席をお願いします。

議長 それでは、改めまして日程第4議案第3号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画(所有権移転)の承認について」を議題とします。
事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地利用集積計画（所有権移転）は、10件でございます。
まず、受付番号1番から10番までの説明をいたします。

【議案第3号、受付番号1番から10番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】

以上、計画書の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。
以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

2番委員 受付番号1番・2番について、現地調査の結果を報告いたします。

1番の農地の所在は、佐良浜のコンビニエンスストアを国仲集落向け約200メートルの十字路右手に佐和田線に抜ける道路があり、そこを約200メートル進んだ右手に位置し、現在はサトウキビの夏植えの準備中でした。申請人は高齢ですが、現在は漁師をやめて農業を頑張っております。

2番の農地の所在は、佐良浜牧山のテレビ塔から南へ約200メートル右手に位置し、現在はサトウキビの夏植えの準備中でした。申請人は以前からサトウキビ栽培をしており、規模拡大の予定です。

5番委員 受付番号3番について、現地調査の結果を報告いたします。

農地の所在は、更竹病院東に開通した道路を南向け約450メートル行った左手マンゴーハウス前の道路を東へ約800メートルに位置し、現在は葉たばこの植え付けの準備中でした。申請人は以前から葉たばこを栽培しており、規模拡大の予定です。

9番委員 受付番号4番について、現地調査の結果を報告いたします。

農地の所在は、与那覇サニツ浜線と与那覇西原線が交わるT字路脇に位置し、現在は防風林があり、次期収穫予定のサトウキビの夏植えがされていきました。申請人は、野菜のハウス栽培とサトウキビ栽培をしていますが、今回キビ作の規模拡大を図る予定です。

13番委員 受付番号5番について、現地調査の結果を報告いたします。

農地の所在は、上野中学校前道路を新里向け行くと五叉路があり、約300メートル南の交差点を左折し約30メートル左手に位置し、現在は、半分はサトウキビの夏植えがされており、半分は更地の状態でした。申請地は3筆ございますが、同じところに位置しています。

14番委員 受付番号6番・7番について、現地調査の結果を報告いたします。

6番の農地の所在は、オーシャンリンクス宮古島手前の十字路から吉野集落向け約100メートルに位置し、以前から申請人が小作をしており、今回購入を希望しています。申請人は畜産業を営みながらサトウキビ栽培を頑張るとい事です。

7番の農地の所在は、城辺の野球場東約1キロメートルに位置し、土地改良も完了しております。申請地の面積は小さいですが、申請人の所有地に隣接しており購入を希望しています。現在はサトウキビの夏植えの準備中でした。

19番委員 受付番号8番について、現地調査の結果を報告いたします。
農地の所在は、伊良部大橋向け、久松集落内のコンビニエンスストア跡地から南へ約400メートルに位置し、現在はサトウキビ収穫後のカブだし管理がされております。

21番委員 受付番号9番について、現地調査の結果を報告いたします。
農地の所在は、西辺小学校を右に見て、約1キロメートル進んだ坂の左手に位置し、周辺は未整備地区です。現在はサトウキビが植えられていました。

25番委員 受付番号10番について、現地調査の結果を報告いたします。
農地の所在は、下地の葉たばこ共同乾燥場西側約200メートルに位置し、申請人が以前から借り受けてサトウキビを栽培しておりましたが、今回購入を希望しています。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。議案第3号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画(所有権移転)の承認について」を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、日程第4議案第3号は原案のとおり決定いたしました。

議長 16番委員は入室を認めます。

議長 次に、日程第5議案第4号「農用地利用配分計画案に関する意見について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農用地利用配分計画案は、1件でございます。
まず、受付番号1番の説明をいたします。

【議案第4号、受付番号1番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】

以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。議案第4号「農用地利用配分計画案に関する意見について」を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、日程第5議案第4号は原案のとおり決定いたしました。

議長 休憩します。

休 憩 14:46

再 開 14:56

議長 再開します。

議長 次に、日程第6議案第5号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題とします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地法第4条第1項の規定による許可申請は、2件でございます。

まず、受付番号1番から2番までの説明をいたします。

【議案第5号、受付番号1番から2番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】

以上、受付番号1番から2番は、参考資料の許可基準適合表のとおり、農地法第4条第2項各号及び農地法施行規則第47条各号の要件を満たしております。

以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から現地調査結果ならびに説明をお願いいたします。

19番委員 現地調査の状況の前に現地調査の結果を発表いたします。今総会に付託される許可申請の現場調査を平成28年8月12日に行いました。調査委員は19番私、下地と20番、久志盛一委員と野崎会長、宮古農林水産振興センターより宜保主任、事務局から下地局長、上地次長、下地調整官の7人で行いました。

始めに、13時30分から13時40分まで事務局にて調査内容の説明を受け、4条2件、5条10件、非農地証明3件、合計15件の現地調査を13時40分から16時30分まで行い、17時から17時20分まで調査の内容の整理を行いました。調査の結果、特に違反等は見受けられませんでした事を報告いたします。それでは、4条申請について説明いたします。

受付番号1番について、現地調査の結果を報告いたします。

現場の状況、申請地はタウンプラザかねひで西側約200メートルの位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり。農地の区分、住宅等に囲まれた0.3haの連たんの第3種農地と判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしい

ですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

19番委員 受付番号2番について、現地調査の結果を報告いたします。
現場の状況、申請地は城辺中学校グラウンド前交差点南側約400メートルに位置し、農地の
広がりあり、宅地の広がりあり。農地の区分、10ha以上の一団の農地に囲まれた第1種農
地と判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

22番委員 受付番号2番についてですが、申請地の地番が参考資料のページによって861-6であったり
861-1であったりと表記が違っていますが、どちらが正しいですか。

事務局 参考資料10ページにある861-6が正しい地番です。11ページの航空写真の地番の訂正をお
願いします。すみませんでした。

議長 ほかに質疑があればこれを許します。

15番委員 議案書も訂正が必要ではないですか。

事務局 そうですね。議案書31ページの地番も訂正をお願いします。本当にすみませんでした。

議長 ほかに質疑があればこれを許します。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので採決いたします。受付番号2番を原案のとおり決定してよろしい
ですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
日程第6議案第5号は許可相当として県知事に意見を送付いたします。
次に、日程第7議案第6号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」
を議題とします。
事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 議案の説明に入る前に、参考資料32ページをご覧ください。受付番号3番についてですが、こ

こちらは昨年すでに県に進達済みの案件です。県での審議前に大幅な事業計画変更がなされたため、再度農業委員会総会で審議が必要となった案件となります。

次に受付番号4番についてですが、こちらは先月の総会で審議された案件です。その後申請人の変更があったため一旦申請を取り下げ、今回新たに申請が出された案件となりますのでご了承下さい。

改めまして、今月の農地法第5条第1項の規定による許可申請は、10件でございます。まず、受付番号1番から10番までの説明をいたします。

【議案第6号、受付番号1番から10番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】

以上、受付番号1番から10番までは、参考資料の許可基準適合表のとおり、農地法第5条第2項各号及び農地法施行規則第47条各号の要件を満たしております。

以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から受付番号1番の現地調査結果ならびに説明をお願いいたします。

19番委員 受付番号1番について、現地調査の結果を報告いたします。

現場の状況、申請地は国道390号下地線から空港向け約1キロメートル、「たらま屋」近くに位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし。農地の区分、10ha以上の一団の農地に囲まれた第1種農地と判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。次に、受付番号2番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

19番委員 受付番号2番について、現地調査の結果を報告いたします。

現場の状況、申請地は国道390号下地線から空港向け約1キロメートル、「たらま屋」近くに位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし。農地の区分、10ha以上の一団の農地に囲まれた第1種農地と判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

11番委員 受付番号2番についてですが、申請地への進入道路の許可は取れていますか。

事務局 事務局で調査したところ、以前に許可は取れているということでした。

1 1 番委員 道路位置指定を受けていないと思われます。こちらは以前に、向かいの地番 1670-9 への位置指定を受けない進入路として申請許可があったと記憶しております。重複していないか確認してもらえませんか。

事務局 調査・確認に少しお時間を頂きたいと思いますがよろしいですか。

1 1 番委員 譲渡人の方にも以前いろいろ説明をしたと思いますが、確認をして報告をお願いします。

事務局 この案件については、進入路の案件で今回あがってきてますが、県の担当者とも調整した結果、位置指定を受けている場合賃貸借の申請書は提出しなくてよいと判断いたしました。しかし、位置指定を受けていなければ、次回賃貸借の申請をするということで了解して頂きたいと思えます。

議長 ほかに質疑があればこれを許します。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号 2 番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に、受付番号 3 番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

1 9 番委員 受付番号 3 番について、現地調査の結果を報告いたします。
現場の状況、申請地は下地与那覇サニツ浜公園西側約 1 キロメートルに位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし。農地の区分、1 0 h a 以上の一団の農地に囲まれた第 1 種農地と判断いたしました。

議長 質疑の前に事務局より説明をお願いいたします。

事務局 参考資料 2 0 ページの「宿泊施設における雇用に関する協定書」の日付についてですが、農政課とも協議した結果、あくまでも計画案という事で当初提出された協定書を採用しました。若干規模縮小にはなっておりますが、雇用契約等に関しては変更はありません。

議長 ありがとうございます。ただいまの説明も踏まえてこれより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

2 2 番委員 1 5 ページの許可申請書に譲渡人の押印がありませんが、承認は取れていますか。

事務局 申請書の原本には間違いなく押印されております。

議長 ほかに質疑があればこれを許します。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号3番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に、受付番号4番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

19番委員 受付番号4番について、現地調査の結果を報告いたします。
現場の状況、申請地は県道平良一新里線、平良から約1キロメートルに位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりなし。農地の区分、交通量の多い県道及び原野、段差等のある農地に囲まれた0.1haのその他第2種農地と判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

2番委員 確認です。この案件については先ほども説明がありましたが、申請取り下げは、先月の総会の許可後ですか。

事務局 そうなりますが、先月進達した案件については取り下げました。今回新たに「有限会社すなかぎレンタカー」として申請しており、改めて県には進達する予定です。本来なら参考資料に顛末書の添付が必要ですが、資料作成の際に添付し忘れております。すみませんでした。

2番委員 了解しました。今後はその他の案件についても許可後取り下げ等が行われないよう気をつけていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議長 ほかに質疑があればこれを許します。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので採決いたします。受付番号4番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に、受付番号5番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

19番委員 受付番号5番について、現地調査の結果を報告いたします。

現場の状況、申請地は伊良部大橋から伊良部庁舎向け約300メートル左に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりなし。農地の区分、原野および段差のある農地に囲まれた10ha未満の第2種農地と判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので採決いたします。受付番号5番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に、受付番号6番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

19番委員 受付番号6番について、現地調査の結果を報告いたします。

現場の状況、申請地は平良盛加越公園に隣接しており、農地の広がりなし、宅地の広がりあり。農地の区分、公園、宅地等に囲まれた0.1haの連たんの第3種農地と判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので採決いたします。受付番号6番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に、受付番号7番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

20番委員 受付番号7番について、現地調査の結果を報告いたします。

現場の状況、申請地は鏡原中学校東約400メートルに位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり。農地の区分、原野、宅地等に囲まれた0.1haのその他第2種農地と判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので採決いたします。受付番号7番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に、受付番号8番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

20番委員 受付番号8番について、現地調査の結果を報告いたします。
現場の状況、申請地はタウンプラザかねひで西約200メートルに位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり。農地の区分、宅地等に囲まれた0.1haの連たんの第3種農地と判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので採決いたします。受付番号8番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に、受付番号9番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

20番委員 受付番号9番について、現地調査の結果を報告いたします。
現場の状況、申請地はクボタ農機西側約400メートルに位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり。農地の区分、宅地等に囲まれた0.1haの連たん近接の第2種農地と判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

4番委員 51ページの許可申請書についてですが、3:転用計画(4)の建築物、工作物の数字の記載、5:資金調達計画の具体的な数字の記載がありません。また申請地の現況が荒地となっておりますが、航空写真で見ると限り駐車場として利用されているように思われます。実際の現況はどうなっているのか教えて下さい。

事務局 現場確認したところ、申請地の現況は喜屋武委員の仰るとおり駐車場として利用されておりましたので、顛末書を提出するように指導しました。転用計画については図面の修正があるということで記載しておりませんでした。本日総会の直前に図面が届いていますので読み上げます。まず、建築物の棟数1、建築面積103.62㎡、所要面積264㎡となっています。次に、自己資金は1,200万円で、残高証明が提出されています。以上のとおり議案書の訂正をお

願います。委員のご指摘前に報告すべきでした。すみませんでした。

議長 ほかに質疑があればこれを許します。

2番委員 ただいまの質疑についてですが、今回のような事例が多々あると示しがつきませんので、今後は総会までにきちんと必要書類を揃えて提出するように指導をお願いします。

議長 ほかに質疑があればこれを許します。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので採決いたします。受付番号9番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に、受付番号10番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

20番委員 受付番号10番について、現地調査の結果を報告いたします。
現場の状況、申請地はトゥリバー入口から約400メートルに位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり。農地の区分、原野や宅地等に囲まれた0.7haのその他第2種農地と判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので採決いたします。受付番号10番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
日程第7議案第6号は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。
次に、日程第8議案第7号「非農地証明交付申請の承認について」を議題とします。
事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の非農地証明願いは、3件でございます。
まず、受付番号1番から3番の説明をいたします。

【議案第7号、受付番号1番から3番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】

以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から受付番号1番の現地調査結果ならびに説明をお願いいたします。

20番委員 受付番号1番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、宮古島市葬祭場西側に位置し、申請地を含む一帯は大規模な原野化が進み3メートル以上の雑木、雑草等で覆われており農地としての跡形ないことから、非農地相当であると判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

2番委員 申請地3247番についてですが、航空写真をみると一部草地のように見えます。復元不可能という事ですが、現場確認の際、どのような状況でしたか。一部草地であった場合、その部分を申請地から外すことは可能ですか。

事務局 添付されている航空写真はだいぶ古く、現在はもっと原野化が進んでおります。農地として復元できる部分があればもちろんそのように指導しますが、この一帯はかなり原野化しており、復元は困難であると判断いたしました。

2番委員 以前、非農地相当であると証明を受けてすぐに重機で伐開した事例があります。その現場を見る限り、農地として利用可能くらい復元されていました。そういう事例もありますから、農地を守るという観点から非農地証明願いの申請についてはもっと慎重に判断すべきであり、今後のためにも我々農業委員として勉強会等も開催する必要があると考えます。

議長 ほかに質疑があればこれを許します。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

20番委員 受付番号2番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、グループホーム「さざなみ」に隣接しており、土壌は表土が浅く雑木、雑草等で覆われており、農地としての利用は困難であると思われることから、非農地相当であると判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号2番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に受付番号3番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

20番委員 受付番号3番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、佐良浜中学校グラウンド西側に位置し、宅地等に囲まれており、雑木、雑草等に覆われており農地としての跡形ないことから非農地相当であると判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号3番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
日程第8議案第7号は原案のとおり決定いたしました。
次に、日程第9議案第8号「土地改良法第52条第8項の規定による土地改良事業本換地計画に対する同意について」を議題とします。
事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

農地整備課 土地改良法第52条第8項の規定による団体営（下地）入江西地区土地改良事業本換地計画についてをご説明いたします。

【議案第8号、朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】

以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

2番委員 換地率87%と平均を上回る数値で素晴らしいですね。
お聞きしたいのは、③の清算金の配分についてです。これが非常に問題となっております。清算金を受け取る側は農地が減った上に10年以上も支払いがなされていない所もあるようです。負担金や清算金の徴収には積極的ですが、支払いは遅れがちであるという現状を踏まえて、清算金の配分について、どれくらいの期間を目途に取り組んで行くのか教えて下さい。

農地整備課 負担金等の徴収・配分について、長濱委員が過去の事案の経過に基づいて質問されていることは理解しております。ただ、今回の入江西地区についてはこれから始まるわけですから、徴収に何年、配分に何年、とすぐにお答えすることができません。ですので、徴収・配分の計画ができ次第報告したいと思っておりますのでご了承下さい。

2 番委員 了解しました。

議長 ほかに質疑があればこれを許します。

1 5 番委員 この地区には地区外が多くて、集団化率が50%に満たないようですが、地区外となっている主な要因は何ですか。

事務局 従前図が添付されておりますのでご覧下さい。地区外は斜線で示されています。入江西地区は、合併前にある企業から払い下げられた地区であり、その際、農地として利用していこうという事で積極的に取り組んできた地区であります。しかし、中には土地改良に反対の方もいて、賛成の方とトラブルになることも度々ありましたが、今回、灌漑施設の整った農地にしたいという方々の意向に沿って土地改良が進められた次第です。

1 5 番委員 分かりました。

議長 ほかに質疑があればこれを許します。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。議案第8号「土地改良法第52条第8項の規定による団体営（下地）入江西地区土地改良事業本換地計画に対する同意について」を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、日程第9議案第8号は原案のとおり決定いたしました。以上で、本日の議案・報告の審議はすべて終了いたしました。この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手を持ってお願いいたします。

(委員会規則に基づく発言等)

宮古島市農業委員会会議規則第21条（委員の発言）

9 番委員 県外・市外から移住した方が農地を取得する際、定住期間等の条件が現在どのようになっているか教えて下さい。合併前の旧下地町では、3ヶ月以上の定住が条件でしたが、現在は定かではなく、質問されても答えられない状況です。何かしらの取り決めがないと、短期間で農地の

転売等が行われる可能性も出てくると危惧されます。皆様のご意見をお聞かせ下さい。

事務局 明確な取り決めはされておりませんが、年間150日以上農業従事日数と、10aあたり10万円以上の販売益があること、ということ農地取得の基本条件としています。150日以上＝5ヶ月以上ということになりますので、この日数を満たしていれば問題ないと考えます。例えば、農地取得のために短期間住所を異動させ、取得後はすぐに住所を戻す等の事案が多々起こりうる事が危惧されるため、このような条件を付してありますが、事務局としても農業委員の皆様の意見をお聞きしたいと思います。

4番委員 実際にそのような問い合わせがあるんですか。

事務局 はい。本土の方から、「宮古島に住所があればいいんですね」という電話を受けたりしますので、その際先ほどの基本条件等を説明しております。ただ、この場で明確な答えはすぐには出せませんので、この問題についての考え方を事務局でもしっかり話し合っ整理した内容を次の総会で提案したいと思いますがよろしいですか。

9番委員 分かりました。ありがとうございました。

議長 ほかにご発言があれば挙手を持ってお願いいたします。

2番委員 先ほども非農地証明願いの件で質問しましたが、我々は現場確認の際にその場で雑木等に覆われた申請地に重機等を入れて確認することはできません。しかし、非農地証明がなされてすぐに伐開するという行為が行われ、万が一農地に復元可能であると判断された場合、農業委員会としてどのように対処していくべきか教えてください。

議長 休憩します。

休 憩 16:17

【休憩中に回答】

事務局 非農地証明がなされると、畑から畑以外へ地目変更されます。証明後は農地ではありませんので、伐開しても農地の復元という事にはなりません。従って、農業委員会の許可等も必要なくなります。国としては、将来的に生産性・効率性のない農地については、非農地処理することで遊休農地の解消につながると考えます。遊休農地の解消あるいは可能であれば農地として復元させる、いずれの考え方も間違いではないと思いますが、申請地は主に海岸沿いの農地が多く、実際に現場確認しても農地としての利用はかなり困難であると判断されます。また、非農地証明がなされた後も農振法が関わってきますのですぐに開発行為等が行われることはありません。ただ、長濱委員のおっしゃるように、審議等を慎重に行うことはもっともですし、農業委員の皆様としっかり協議していきたいと思えます。

事務局 長濱委員の農業委員としてのご発言は理解しております。しかし、「農地を守る」のも「農地から地目変更して有効利用してもらう」のも農業委員会の業務です。非農地証明というのは、

利用困難な農地を放置せずに、地目変更した後に有効利用してもらうためにも必要な事だと思いますので、証明後に伐開等がなされても、土地活用ということで認めても何ら問題ないと思います。

再 開 16 : 22

議長 再開します。

議長 ほかにご発言があれば挙手を持ってお願いいたします。

(発言なしの声あり)

議長 発言ないようですので、今総会に付議された事件の承認の結果が生じた条項、字句、数字その他の整理を会長に委任することにご異議ございませんでしょうか。

《異議なしの声あり》

議長 それでは、以上をもちまして、平成28年第8回宮古島市農業委員会総会を閉会いたします。ありがとうございました。

閉 会 : 16 : 23

平成28年8月24日

会 長 野 崎 達 男

18番委員 友 利 光 徳

19番委員 下 地 博 次